

○横浜市区民文化センター条例施行規則  
平成5年6月25日  
規則第61号

横浜市区民文化センター条例施行規則をここに  
公布する。

横浜市区民文化センター条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市区民文化センター条例(平成5年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 区民文化センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、センターの利用状況等を考慮して、区長が定める。

(指定管理者の公募)

第4条 区長は、条例第6条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第6条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書並びに事業報告書
- (4) 当該区民文化センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(利用期間)

第6条 条例第9条に規定する規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。

(利用の許可の申請等)

第7条 条例第10条第1項の規定によりセンターの施設及び附帯設備の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第2に掲げる日から行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 別表第2ア欄に掲げる施設とその他の施設を同時に利用する場合の利用許可申請は、同欄に掲げる施設の利用許可申請時に一括して行うことができる。

(特別の設備の設置の許可の申請等)

第8条 条例第11条第1項の規定により特別な照明装置、音響装置その他次に掲げる設備の設置

の許可を受けようとする者は、特別設備設置許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 発電設備
- (2) 発火設備
- (3) 発煙設備
- (4) その他指定管理者が前各号に準ずると認め

る設備

2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(物品販売等の許可の申請)

第9条 条例第12条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(許可の変更の申請等)

第10条 条例第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)で、許可申請書に記載した事項を変更しようとするものは、あらかじめ、許可申請事項変更申請書(第5号様式)により指定管理者の許可を受けなければならない。

第11条 条例第14条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める場合は本市が共催する文化事業の実施のために利用する場合とし、免除する利用料金の額は利用料金の5割相当額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(利用料金の返還)

第13条 条例第16条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由によりセンターの施設若しくは附帯設備の利用ができなくなった場合、又は利用者が附帯設備を利用しなかった場合 既納の利用料金の全額
- (2) センターの施設の利用の許可を受けた者が利用日の30日前(別表第2イ欄に掲げる施設にあっては、7日前)までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の額から利用料金の5割相当額を控除した額。ただし、既納の利用料金が利用料金の5割相当額に満たない場合は、返還しない。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化観光局長が定める。

附 則 (省略)

別表第1 (第6条)

附 則 (省略)

別表第1 (第6条)

施設		利用期間
横浜市鶴	ホール	7日
見区民文化センター	音楽ホール	2日
	ギャラリー	14日
	リハーサル室	7日
	練習室	2日
	楽屋	7日

横浜市神奈川区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	音楽ルーム	7日
	練習室	2日
	楽屋	7日
横浜市港南区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	音楽ルーム	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市旭区民文化センター	ホール	7日
	音楽ホール	2日
	カルチャー工房	2日
	音楽工房	2日
	アートギャラリー	14日
	ミーティングルーム	2日
	楽屋	7日
	音楽工房調整室	2日
横浜市磯子区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	リハーサル室	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市緑区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	リハーサル室	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市青葉区民文化センター	ホール	7日
	リハーサル室	7日
	練習室	2日
	楽屋	7日
横浜市戸塚区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	リハーサル室	7日
	練習室	2日
	楽屋	7日
横浜市栄区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	音楽ルーム	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市泉区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	リハーサル室	7日
	創作室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日
横浜市瀬谷区民文化センター	ギャラリー	14日
	音楽多目的室	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日

(備考)

「利用期間」とは、同一人が同一目的でセンターの施設を連続して利用することができる

る最長期間をいう。

別表第2 (第7条第2項及び第3項、第13条第2号)

名称	ア		イ	
	受付日	施設名	受付日	施設名
横浜市鶴見区民文化センター	利用しようとする日の属する月の6箇月前	ホール、音楽ホール、ギャラリー	利用しようとする日の属する月の3箇月前	リハーサル室、練習室、楽屋
横浜市神奈川区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	音楽ルーム、練習室、楽屋
横浜市港南区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	音楽ルーム、練習室、会議室、楽屋
横浜市旭区民文化センター	同	ホール、音楽ホール、アートギャラリー	同	カルチャー工房、音楽工房、ミーティングルーム、楽屋、音楽工房調整室
横浜市磯子区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	リハーサル室、練習室、会議室、楽屋
横浜市緑区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	リハーサル室、練習室、会議室、楽屋
横浜市青葉区民文化センター	同	ホール	同	リハーサル室、練習室、楽屋
横浜市戸塚区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	リハーサル室、練習室、楽屋
横浜市栄区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	音楽ルーム、練習室、会議室、楽屋
横浜市泉区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	リハーサル室、創作室、会議室、楽屋
横浜市瀬谷区民文化センター	同	ギャラリー、音楽多目的室	同	練習室、会議室、楽屋

(様式省略)